

確定申告に必要な書類と入手法

次に、確定申告に必要な主な書類について紹介します。契約書のコピーや住民票、源泉徴収票など、必要な書類は住居を購入した年の年末までにそろえておくことで、確定申告書の作成がスムーズになります。主な必要書類は以下になります。

| 必要書類名 | 入手方法 |
|---|--|
| 確定申告書A (第一表と第二表) | 税務署へもらいに行く、もしくは国税庁のWebサイトからプリントアウトできる。 |
| (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 | 同上 |
| 勤務先の源泉徴収票 | 勤務先から送付、もしくは直接入手する。 |
| 金融機関等からの住宅ローンの借入金残高証明書 | 借入先の金融機関から送付される。 |
| 土地・建物の登記簿謄本 | 購入した住宅の住所地を管轄する法務局または、不動産会社から入手できる。 |
| 売買契約書または建築請負契約書 | マイナンバーの発行を行っていない場合は手続きに1カ月ほどかかる場合があるため、前もって準備する。 |
| マイナンバーが記載されている本人確認書類 (マイナンバーにより住民票の写しは不要) | 同上 |

- 1.確定申告書A (第一表と第二表)
- 2.(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- 3.勤務先の源泉徴収票

4.金融機関等からの住宅ローンの借入金残高証明書

5.土地・建物の登記簿謄本

6.売買契約書または建築請負契約書

7.マイナンバーが記載されている本人確認書類（マイナンバーにより住民票の写しは不要となりました。）

「1」「2」に関しては税務署へもらいに行くか、もしくは国税庁のWebサイトからプリントアウトすることができます。「3」の源泉徴収票は勤務先から送付、もしくは直接入手することができます。「4」の残高証明書は借入先の金融機関から送付されてくる書類になりますので、大切に保管するようにしましょう。

「5」「6」に関しては購入した住宅の住所地を管轄する法務局や、不動産会社から入手することができます。また、「7」のマイナンバーが記載されている本人確認書類は、マイナンバーの発行を行っていない場合は手続きに1カ月ほどかかる場合があるため、前もって準備する必要があります。